

## 新旧対照表

## ○佐久市地域公共交通確保維持改善協議会 規約

新	旧
<p>○佐久市地域公共交通確保維持改善協議会 規約（案）</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（協議事項等）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。</p> <p>（1）佐久市地域公共交通計画（令和5年3月策定。以下「地域公共交通計画」という。）に基づく公共交通事業の実施、効果の検証及び評価に関すること。</p> <p>（2）地域公共交通計画の変更及び次期計画策定に関すること。</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。</p> <p>第4条～第18条 略</p>	<p>○佐久市地域公共交通確保維持改善協議会 規約</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（協議事項等）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。</p> <p>（1）地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定調査、策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>（2）地域公共交通再編実施計画（以下「実施計画」という。）の策定調査、策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>（3）形成計画及び実施計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>（4）形成計画及び実施計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>第4条～第18条 略</p>